

令和 6 年 9 月 9 日
公私連絡協議会

令和 7 年度高等学校就学計画について

東京都と一般財団法人東京私立中学高等学校協会は、都内公立中学校卒業者の令和 7 年度における都立高校及び私立高校の受入分担数並びに入学者選抜に関連する事項について、「第六次中期計画」の合意について（令和 6 年 9 月 9 日）」に基づき、下記のように合意した。

記

1 受入分担

- (1) 令和 7 年度の就学計画を立てる上での進学率を 93.0%とし、都立高校及び私立高校の按分比を 59.6 : 40.4 として、それぞれ下表のとおり生徒の受入れを分担する。

(表)

	都立高校	私立高校
令和 7 年度就学計画	40,800 人	27,800 人

※ 詳細は別紙 1 「令和 7 年度高等学校就学計画」のとおり

(2) 前記 1 (1)の受入分担を確実に履行するため、次のとおり申し合わせる。

ア 公私立高校は、募集人員に対して適切な合格者数を定め、過不足が生じないよう一層努力する。

なお、定員未充足の場合は、追加募集を行うようにする。

イ 都立高校は、定員管理を適正に行うよう努める。

ウ 都立高校は、募集定員の地域バランスを整えるよう努める。

エ 私立高校は、都内公立中学生に向けた広報活動を推進し、実績を高めるよう努める。

オ 実績進学率を向上させるため、実効ある対策を協議する。

令和 7 年度についても、公立中学校等を対象とする都立高等学校入学者選抜実施要綱説明会において、私立高校の授業料負担を軽減する制度等についての周知を行う。また、周知する情報の充実に努める。

2 入学者選抜に関連する事項

(1) 公私立高校入学者選抜に関する公立中学校に対する説明会は、10月1日以降を厳守する。また、実施時期が集中しないよう配慮する。

(2) 都立及び私立高等学校等の合同説明会の開催及び参加に当たっては、平成 25 年 3 月 7 日（別紙 2）の取り決めに踏まえて実施する。

(3) 公私立高校の入学者選抜は、平成 26 年 9 月 4 日（別紙 3）の確認事項を踏まえて実施する。

(4) 私立高校が中学校との間で入試相談を行う場合は、12月15日以降に実施することとし、一般入試及び推薦入試について、合格の可能性を述べるにとどめ、確約、内定はしないものとする。

(5) 一人でも多くの生徒が高校に進学できるよう、既に公私立高校に入学手続を終えている生徒については、以後の募集への出願を遠慮するよう指導し、趣旨の徹底を図る。

(6) 都立高校との併願者に係る私立高校の入学金等の納入期限については、保護者の経済的負担に留意し、各校で十分配慮する。ただし、推薦入試による合格者については、この限りでない。

令和 7 年度高等学校就学計画

区 分		年 度		増△減
		令和 7 年度	令和 6 年度	
都 内 公 立 中 学 校	卒業予定者 A	人 77,809	人 78,025	人 ▲ 216
	計画進学率 B	% 93.0	% 93.0	% 0.0
	進学者 C (A×B)	人 72,400	人 72,600	人 ▲ 200
国立・他県高校 ・高等専門学校 への進学者 D		人 3,800	人 3,800	人 0
都内公私立高校 受入分 (C-D) E		人 68,600	人 68,800	人 ▲ 200
内 訳	都内私立高校 受入分 (40.4%) F	人 27,800	人 27,800	人 0
	都立高校受入分 G (59.6%)	人 40,800	人 41,000	人 ▲ 200

※ 平成 27 年度以降、A 欄に、都内公立中高一貫教育校在籍生徒を含めない。

平成25年3月7日
公私連絡協議会

都立・私立高等学校等の合同説明会の在り方について

東京の公教育は、都立学校（中高一貫教育校を含む）と私立学校が連携・協力するとともに、互いに切磋琢磨し合ってその充実に努めてきた。こうした基本に立ち、公私合同による都立・私立高等学校等の説明会（以下「説明会」という。）の在り方を以下のとおり取り決める。

- 1 説明会の開催及び参加に当たっては、特定の学校を利することのないよう、参加校の選定や開催形態（区市町村単位、地区単位等）に十分配慮する。
- 2 東京都教育委員会が主催して実施する都立高等学校等合同説明会は、特定の学校のためでなく、高等学校全体を対象としていることから、公私協調の観点に基づき、東京私立中学高等学校協会として参加を継続する。
- 3 第三者の塾関係団体等が主催する学校説明会に、各私立学校や都立学校が参加することについては、各校の判断による。
ただし、開催内容等について疑義がある場合には、主催者等に対し公私双方で確認を行う。
- 4 説明会の開催及び参加に当たっては、開催・運営に係る経費（会場費、報償費、印刷費、光熱費、消耗品費等）について、原則として公私双方の参加校が応分の負担をする。

平成26年9月4日
公私連絡協議会

東京都、一般財団法人東京私立中学高等学校協会及び東京都中学校長会は、都内公立中学校（以下「公立中学校」という。）において適正な進路指導が推進されるよう、文部事務次官通知（平成5年2月22日付）の趣旨を踏まえ、高等学校入学者選抜について、下記のとおり確認する。

記

- 1 公立中学校における進路指導は、日ごろの学習成績や活動の状況等による生徒の能力・適性、興味・関心等に基づき総合的に行うべきものであり、業者テストによる偏差値等に依存した進路指導は行わない。
- 2 公立中学校は、業者テストの実施に一切関与しない。また、校長会等がテストを行う場合は、進路指導の一参考資料を得るために行うものであり、選抜の資料として用いるために、高等学校に対しその結果の提供を行わない。
- 3 高等学校の行う入学者選抜は、公教育としてふさわしい適切な資料に基づいて行い、業者テストによる偏差値等を資料として利用しない。
高等学校は、業者テストの実施者、学習塾、保護者又は生徒から業者テストによる偏差値等を求めない。
- 4 私立高等学校の推薦等についての入試相談は、上記1から3の趣旨を踏まえ、次のとおり実施する。
 - (1) 開始期日 七都県高校進学問題協議会における協議を経て、私立高等学校及び東京都中学校長会で合意した日以降
 - (2) 相談資料 次の5点から、各私立高等学校が必要とする資料を用いる。
 - ア 中学校3年間の学習記録（3年次の成績は、成績一覧表に記載する成績と同様の評価・評定を用いる。）
 - イ 成績一覧表作成用ファイルに収録の「第3学年学習記録一覧」
 - ウ 特別活動の記録、出欠の記録
 - エ 実技又は特性に関する記録
 - オ その他、その生徒の成績、能力、特性に関して私立高等学校が必要と認め、公立中学校が提供することのできる書類（ただし、偏差値資料を除く。）

高等学校就学計画と実績

区分 (年度)		H31	R2	R3	R4	R5	R6	
公立中学校 卒業 者 (人)	計画	76,574	75,403	73,062	76,490	77,687	78,025	
	実績	76,746	75,617	73,218	76,554	77,850	78,248	
進学率 (%)	計画	96.0	95.0	95.0	94.0	94.0	93.0	
	実績	92.70	92.20	91.55	91.18	90.44	89.64	
進学者 (人)	計画	73,600	71,700	69,500	71,900	73,100	72,600	
	実績	71,145	69,721	67,029	69,802	70,406	70,140	
内 訳	都立高校 (人)	計画	41,600	40,400	39,200	40,600	41,300	41,000
		実績	41,826	40,773	38,891	39,883	41,022	41,063
	都内 私立高校 (人)	計画	28,200	27,500	26,700	27,600	28,000	27,800
		実績	25,600	25,260	24,659	26,174	25,592	25,231
	国立他県 高校・高等 専門学校 (人)	計画	3,800	3,800	3,600	3,700	3,800	3,800
		実績	3,719	3,688	3,479	3,745	3,792	3,846